

令和5年度庄内町あまるめさくら咲多会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、最上川さくら回廊事業により堤防強化のため整備された余目地域における桜の維持管理活動を推進し、快適な緑環境を築き、地域の活性化を図る事業を行うあまるめさくら咲多会に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付金の交付対象となる経費は、あまるめさくら咲多会が実施する桜の維持管理活動等に関する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 報償費、消耗品費、燃料費及び役務費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、138,000円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、事業遂行上必要と認めるときは、あまるめさくら咲多会の請求に基づき交付金の概算払をすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	